

島根大学総合理工学部同窓会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は島根大学総合理工学部同窓会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会は事務局を島根大学総合理工学部内に置き、必要に応じて支部を置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦と向上をはかり、併せて母校との連絡を保ち、その発展を助け、もって社会の進歩に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員名簿の発行
3. その他適当な事業

(支 部)

第4条の2 本会に支部を置くことができる。

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員等で組織する。

1. 正会員

- (1) 島根大学総合理工学部卒業生
- (2) 島根大学理学部卒業生
- (3) 島根大学文理学部理学科卒業生
- (4) 島根大学文理学部理科卒業生
- (5) 島根大学理学専攻科修了生
- (6) 島根大学大学院総合理工学研究科修了生
- (7) 島根大学大学院理学研究科修了生

2. 準会員

- (1) 島根大学総合理工学部及び大学院総合理工学研究科に在学中の者
- (2) 島根大学の上記の学部、学科、専攻科及び研究科に在学した者で、入会を希望する者

3. 特別会員

島根大学の上記学部及び学科の現職員及びこの職にあった者

第 3 章 役員及び役員会

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1～2名 理事(事務局担当理事を含む) 若干名
監事 若干名 顧問 1名

(役 員 の 選 任)

第7条 理事、監事は会員中より総会において選出する。会長、副会長及び事務局担当理事（若干名）は理事会において互選し、総会の承認を得るものとする。顧問は総合理工学部長を推薦する。

（役員 の 職務）

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。

事務局担当理事は庶務、会計の職務をおこなう。

監事は会計、業務の執行について監査する。

（理 事 会）

第9条 会長、副会長、理事で理事会を組織する。理事会は随時会長が招集する。

（役員 の 任期）

第10条 役員の任期は4年とする。但し再任を妨げない。

役員はその任期終了するも後任の定まらぬ内は引き続きその職務を行う。

第 4 章 総 会

（総 会）

第11条 総会は4年に1回これを開くものとする。但し必要あるときは臨時総会を開くことができる。

（総 会 の 招 集）

第12条 総会は会長これを招集する。この通知は新聞その他の広告でこれに代えることができる。

（議 決 方 法）

第13条 総会は出席者を以て成立と認め、議事については出席者全員の過半数を以てこれを決する。但し会員は書面をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

（理 事 会 の 代 行）

第14条 会則の変更その他重要な事項は、総会の決議を経るものとする。但し、緊急を要するものについては理事会の決議によって処理し、次の総会において承認を得るものとする。

第 5 章 会 計

（経 理）

第15条 本会の経費は、入会金、寄付金及びその他の収入を以て充てる。

（入会金納入）

第16条 正会員、準会員は入会金を納入する。金額は理事会で定める。

（会 計 の 年 度）

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

附 則

本会則は、平成9年8月16日より施行する。

本会則は、平成13年10月7日一部改正

本会則は、平成17年10月9日一部改正

本会則は、平成25年10月12日一部改正